

第 109 回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

.....

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時15分）

※受付開始時刻が昨年と異なっておりますので、ご注意ください。

場 所

東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号
日本教育会館3階
一ツ橋ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権行使のお礼について

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。株主総会にご出席の株主様を含め、議決権を行使いただいた株主様の中から、議案の賛否を問わず、抽選で700名の方に当社グループの商品をお送りいたします。（2025年7月下旬発送予定）

株主の皆様へ

平素より株主の皆様には、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当年度は、老朽化した保有不動産を売却し、その売却資金を活用して新たな賃貸不動産を2物件取得し、収益の安定化を図ってまいりました。また、中古マンション再生販売事業におきましては、好調なマンション市況を追い風に販売件数が増加し、同事業開始以来、最高益を達成することができました。

飲食事業におきましても、串鳥のテイクアウト店舗をショッピングモール内に新店し、新たな顧客の開拓に努めたことに加え、前年度に開業いたしました「レストラン西洋銀座」が多くのお客様よりご支持いただき、早期の黒字化を達成するなど、一定の成果を挙げることができました。また、原材料費や人件費の上昇圧力が強まる中であっても、既存店は前年度並みの営業利益を維持いたしました。

一方、映画制作配給事業では、作品への多額の出資が続き、配給収入を超える償却費負担により、大幅な営業損失を計上する結果となりました。

以上のように、当社グループの営業利益・経常利益は、不動産関連事業の堅調な業績のもと、前年度並みを確保することができました。しかし、映画制作配給事業における投資回収率の向上は、当社グループにとって大きな課題であり、当課題の対策に優先的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

2025年6月
代表取締役社長

太田和光

企業理念

Sound
of
Your Life

あなたの人生に豊かな響きを

映像 作家と観客とのリレーションにこだわります

飲食 明日への活力をお届けします

不動産 自分のライフスタイルにあった住まいを提供します

証券コード9633
2025年6月10日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿一丁目1番8号
東京テアトル株式会社
代表取締役社長 太 田 和 宏

第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第109回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら2025年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 2025年6月27日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時15分）
<u>※受付開始時刻が昨年と異なっておりますので、ご注意ください。</u> |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号
日本教育会館3階 一ツ橋ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第109期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第109期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 4. 電子提供措置についてのご案内 | 3ページに記載の「電子提供措置についてのご案内」をご参照ください。 |
| 5. 議決権行使についてのご案内 | 4ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。 |

以 上

電子提供措置についてのご案内

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第109回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト	https://www.theatres.co.jp/investor/smeet/	
株主総会資料 掲載ウェブサイト	https://d.sokai.jp/9633/teiiji/	
東証ウェブサイト 東証上場会社情報サービス	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	

上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東京テアトル」又は「コード」に当社証券コード「9633」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

~~~~~  
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」及び「株式会社の支配に関する基本方針」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権行使は、株主の皆様の重要な権利です。  
議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。  
議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 1. 株主総会にご出席される場合



- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 2. 書面（郵送）で議決権を行使される場合



- ・本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。ご記入方法等は以下をご参照ください。
- ・なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

**行使期限** 2025年6月26日（木曜日）午後5時までには到着するようご返送ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

### 第1・2・4号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印  
●反対の場合 → 「否」の欄に○印

### 第3号議案

- 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 → 「否」の欄に○印
- 一部の候補者の賛否を表示する場合  
→ 「賛」もしくは「否」の欄に○印をし、株主総会参考書類の候補者番号をご記入ください。

[illegible]

### 3. インターネットで議決権を行使される場合



インターネット(パソコン又はスマートフォン)により議決権を行使いただく場合には、次ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

**行使期限** 2025年6月26日（木曜日）午後5時までに入力を完了してください。

## インターネットによる議決権行使のご案内

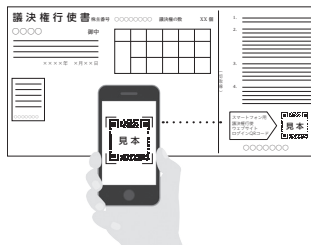
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。



### スマートフォンをご利用の方（「スマート行使」のご案内）

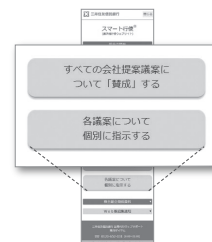
議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使いただけます。※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 表示されたURLを開くとスマートフォン用議決権行使ウェブサイト画面が開きます。

以降は画面の案内に従って  
賛否をご入力ください。



なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙裏面に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。



### パソコンをご利用の方

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

<https://www.web54.net>

- 2 議決権行使書用紙裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

- 3 議決権行使書用紙裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### インターネットによる議決権行使についての注意事項

インターネットと書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合は、到着時間を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時）

## 株主総会参考書類

---

### 第 1 号議案 剰余金の処分の件

---

当社は、収益状況や将来の事業展開に備えた内部留保を勘案しつつ、配当や自己株式取得などを総合的に検討の上、株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元に努めることを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、1株につき10円といたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

---

- |    |                          |                                      |
|----|--------------------------|--------------------------------------|
| 1. | 配当財産の種類                  | 金銭といたします。                            |
| 2. | 配当財産の割当てに関する事項<br>及びその総額 | 当社普通株式 1 株につき 金10円<br>総額 68,957,050円 |
| 3. | 剰余金の配当が効力を生じる日           | 2025年6月30日                           |
-

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (監査役の定員および選任)<br>第27条 (条文省略)<br>2 (条文省略)<br><br>(新 設)<br><br>(新 設)                   | (監査役の定員および選任)<br>第27条 (現行通り)<br>2 (現行通り)<br><u>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u><br><u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> |
| (監査役の任期)<br>第28条 (条文省略)<br>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 | (監査役の任期)<br>第28条 (現行通り)<br>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<br><u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>                   |



第3号議案

取締役8名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため2名を増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の指名・報酬委員会より、全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

また、本議案が原案どおり承認された場合、社外取締役3名を東京証券取引所の定める独立役員として指定する予定であり、当社の取締役の3分の1が独立社外取締役となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

■取締役候補者一覧

| 候補者<br>番号 | 氏 名                 | 年齢                                               | 地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                            | 在任<br>年数 | 取締役会<br>出席回数 |
|-----------|---------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------|--------------|
| 1         | おお た かずひろ<br>太田 和宏  | 60歳 <div>再 任</div>                               | 当社代表取締役社長                                       | 19年      | 13/13回       |
| 2         | まつおか たけし<br>松岡 毅    | 62歳 <div>再 任</div>                               | 当社取締役常務執行役員管理本部長                                | 11年      | 13/13回       |
| 3         | ち ば ひさし<br>千葉 久司    | 60歳 <div>再 任</div>                               | 当社取締役常務執行役員リノベーション<br>マンション事業部長                 | 9年       | 13/13回       |
| 4         | お ぐら まこと<br>小倉 誠    | 55歳 <div>再 任</div>                               | 当社取締役執行役員経営政策本部長                                | 3年       | 13/13回       |
| 5         | やまざき じゅんいち<br>山崎 淳一 | 49歳 <div>新 任</div>                               | 当社執行役員経営政策本部人事労政部長                              | —        | —            |
| 6         | いのやま たけひさ<br>猪山 雄央  | 49歳 <div>再 任</div> <div>社 外</div> <div>独 立</div> | 当社社外取締役<br>(弁護士法人下山法律事務所代表社員)                   | 9年       | 13/13回       |
| 7         | お ざわ なお き<br>小澤 直樹  | 69歳 <div>再 任</div> <div>社 外</div> <div>独 立</div> | 当社社外取締役<br>(株式会社ほがらか代表取締役)                      | 7年       | 13/13回       |
| 8         | ばん ば きよし<br>馬場 清    | 62歳 <div>新 任</div> <div>社 外</div> <div>独 立</div> | 当社社外監査役<br>(社会保険労務士馬場清事務所代表)<br>(株式会社ジェンコ社外取締役) | —        | —            |

(注) 1. 各候補者の年齢は当年度末日現在、在任年数は本総会終結時におけるものであります。  
2. 馬場清氏は本総会終結の時をもって当社社外監査役を辞任する予定であります。

| 番 号                                                                                                                                                              | 氏 名<br>生 年 月 日                                                     | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <div>1</div> <div>再任</div>                                                                                                                                       | <div>おお た かず ひろ</div> <div>太 田 和 宏</div> <div>1964年 5 月 2 日生</div> | 1989年 4 月 当社入社<br>2004年 6 月 当社営業企画部長兼広報室長<br>2006年 6 月 当社取締役営業企画部長兼広報室長就任<br>2007年 3 月 当社取締役映像事業本部長就任<br>2008年 6 月 当社取締役執行役員映像事業本部長就任<br>2010年 6 月 当社取締役執行役員経営企画室担当就任<br>2011年 5 月 当社取締役執行役員営業本部長就任<br>2011年 6 月 当社取締役専務執行役員営業本部長就任<br>2012年 6 月 当社取締役専務執行役員事業企画室長兼飲食事業部長兼不動産販売事業部長就任<br>2013年 5 月 当社代表取締役社長兼飲食事業部長就任<br>2013年 6 月 当社代表取締役社長就任 現在に至る | 14,500株    |
| <div>〔取締役候補者とした理由〕</div> <p>太田和宏氏は、2013年5月以来代表取締役社長を務めており、不採算事業からの撤退や新規事業の開発を含む経営の陣頭指揮を執るなど、その豊富な経験と実績から、今後も持続的な企業価値向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> |                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |            |

| 番 号     | 氏 名<br>生 年 月 日                     | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株 式 数 |
|---------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 2<br>再任 | まつ おか たけし<br>松 岡 毅<br>1963年3月28日生  | 1985年4月 株式会社サントリーレストランシステム（現、株式会社ダイナック）入社<br>1990年7月 当社入社<br>2010年6月 当社財務経理部長<br>2014年6月 当社取締役執行役員管理本部長兼財務経理部長就任<br>2015年7月 当社取締役執行役員管理本部長就任<br>2016年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長就任 現在に至る                                                                                                                                                                                              | 11,800株      |
|         |                                    | 〔取締役候補者とした理由〕<br>松岡毅氏は、管理本部長として財務経理部門、総務部門、リスクマネジメント等を担当し、事業構造改革や風土改革に十分貢献してきたことを踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。                                                                                                                                                                                                                                                              |              |
| 3<br>再任 | ち ば ひさ し<br>千 葉 久 司<br>1964年5月21日生 | 1988年4月 株式会社西洋環境開発入社<br>2002年4月 野村不動産アーバンネット株式会社（現、野村不動産ソリューションズ株式会社）入社<br>2006年2月 当社入社<br>2010年6月 当社リニューアルマンション部長<br>2011年6月 当社執行役員リニューアルマンション部長就任<br>2012年4月 当社執行役員販売統括部長就任<br>2013年10月 当社執行役員不動産販売事業部長兼販売推進部長就任<br>2014年4月 当社執行役員不動産販売事業部長就任<br>2016年6月 当社取締役執行役員リノベーションマンション事業本部長就任<br>2019年4月 当社取締役執行役員リノベーションマンション事業部長就任<br>2022年6月 当社取締役常務執行役員リノベーションマンション事業部長就任 現在に至る | 3,600株       |
|         |                                    | 〔取締役候補者とした理由〕<br>千葉久司氏は、基幹事業の一端を担う中古マンション再生販売事業を担当し、事業の成長と拡大を推進した実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。                                                                                                                                                                                                                                                                           |              |

| 番 号                        | 氏 名<br>生 年 月 日                                                                                                                         | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                   | 所有する当社の株 式 数 |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <div>4</div> <div>再任</div> | <div>お ぐら まこと<br/>小 倉 誠</div> <div>1969年5月18日生</div>                                                                                   | 1992年 4 月 当社入社<br>2008年 6 月 当社経営企画部長<br>2012年 3 月 当社営業本部長兼東京テアトルリモデリング株式会社代表取締役社長就任<br>2018年 7 月 当社執行役員経営政策本部長就任<br>2022年 6 月 当社取締役執行役員経営政策本部長就任 現在に至る | 3,100株       |
|                            | 〔取締役候補者とした理由〕<br>小倉誠氏は、経営企画部長、子会社の代表取締役社長等の経験を通じて、事業構造改革をはじめ新規事業開発やM&A等を推進してきたことを踏まえ、企業価値向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。      |                                                                                                                                                        |              |
| <div>5</div> <div>新任</div> | <div>やま ざき じゅん いち<br/>山 崎 淳 一</div> <div>1975年5月30日生</div>                                                                             | 1999年 4 月 当社入社<br>2014年 7 月 当社飲食事業本部スイーツデリ営業部長<br>2017年 7 月 当社飲食事業部外食営業部長<br>2020年 5 月 当社経営政策本部人事労政部長<br>2023年 6 月 当社執行役員経営政策本部人事労政部長就任 現在に至る          | 200株         |
|                            | 〔取締役候補者とした理由〕<br>山崎淳一氏は、飲食事業における中食ビジネスの立ち上げをはじめとする新規事業開発や、人事労政部長として人材育成や働き方改革を推進してきたことを踏まえ、企業価値向上に貢献できると判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                        |              |

| 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 氏 名<br>生 年 月 日                         | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                           | 所有する当社の株 式 数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 6<br>再任<br>社外<br>独立                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | いの やま たけ ひさ<br>猪 山 雄 央<br>1975年10月16日生 | 2007年12月 弁護士登録、下山法律事務所（現、弁護士法人下山法律事務所）入所                                                                                       | 1,700株       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                        | 2012年 2 月 弁護士法人下山法律事務所社員就任                                                                                                     |              |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                        | 2016年 6 月 当社社外取締役就任 現在に至る                                                                                                      |              |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                        | 2016年11月 弁護士法人下山法律事務所代表社員就任 現在に至る（重要な兼職の状況）<br>弁護士法人下山法律事務所代表社員                                                                |              |
| 〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕<br>猪山雄央氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務に携わり、弁護士としての専門的な知識を活かし、当社の企業活動の法的対応や安全管理体制及び業務審査などに対する適切な監視と助言をいただくことが期待できることから、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合、指名・報酬委員会の委員として取締役等の指名・報酬決定プロセスに客観的・中立的立場で関与し、経営を適切に監督いただく予定です。また大規模買付行為に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保するために設置される特別委員会の委員を委嘱する予定です。 |                                        |                                                                                                                                |              |
| 7<br>再任<br>社外<br>独立                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | お ざわ なお き<br>小 澤 直 樹<br>1955年11月20日生   | 1979年 4 月 株式会社明治屋入社                                                                                                            | 1,300株       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                        | 1990年 4 月 サッポロビール株式会社入社                                                                                                        |              |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                        | 2013年 3 月 同社常務執行役員首都圏本部長就任                                                                                                     |              |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                        | 2016年 3 月 株式会社サッポロライオン取締役執行役員社長室長就任<br>2018年 4 月 株式会社はがらか代表取締役就任 現在に至る<br>2018年 6 月 当社社外取締役就任 現在に至る（重要な兼職の状況）<br>株式会社はがらか代表取締役 |              |
| 〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕<br>小澤直樹氏は、長きにわたって外食産業に携わり、取締役としても十分な経験があり、その豊富な経験と見識により、飲食事業に適切な助言、提言をいただくことが期待できることから、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合、指名・報酬委員会の委員として取締役等の指名・報酬決定プロセスに客観的・中立的立場で関与し、経営を適切に監督いただく予定です。また大規模買付行為に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保するために設置される特別委員会の委員を委嘱する予定です。                                  |                                        |                                                                                                                                |              |

| 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 氏 名<br>生 年 月 日                             | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株 式 数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>8</b><br>新任<br>社外<br>独立                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ばん ば きよし<br><b>馬 場 清</b><br>1962年 6 月 2 日生 | 1985年 4 月 日活株式会社入社<br>2009年 4 月 同社総務人事グループリーダー兼コンプライアンス委員長<br>2012年 8 月 社会保険労務士馬場清事務所代表就任 現在に至る<br>2013年 7 月 株式会社ジェンコ社外取締役就任 現在に至る<br>2015年 6 月 当社社外監査役就任 現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>社会保険労務士馬場清事務所代表<br>株式会社ジェンコ社外取締役 | 4,600株       |
| [社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]<br>馬場清氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、社会保険労務士や他社の社外取締役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また当社グループの事業にも精通していることを踏まえ、経営執行に対する適切な助言、提言をいただくことが期待できることから、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合、指名・報酬委員会の委員として取締役等の指名・報酬決定プロセスに客観的・中立的立場で関与し、経営を適切に監督いただく予定です。また大規模買付行為に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保するために設置される特別委員会の委員を委嘱する予定です。 |                                            |                                                                                                                                                                                                                   |              |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 馬場清氏は本総会終結の時をもって当社社外監査役を辞任する予定であります。
3. 猪山雄央、小澤直樹、馬場清の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、猪山雄央、小澤直樹の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合には、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。また馬場清氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
- 猪山雄央氏は弁護士法人下山法律事務所の代表社員であり、当社は同法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、その顧問料等は年間1,000万円以下であり、多額の金銭には該当いたしません。当社と同氏及び同法律事務所との間に、社外取締役としての職務を遂行する上で、支障又は問題となる特別な利害関係はありません。
- 小澤直樹氏は株式会社ほがらかの代表取締役であります。当社と同社との間には特別な利害関係はありません。また同氏は現在、当社の特定関係事業者（連結子会社）であります札幌開発株式会社の非業務執行取締役であります。
- 馬場清氏は社会保険労務士馬場清事務所の代表及び株式会社ジェンコの社外取締役であります。当社と同社との間には特別な利害関係はありません。
5. 社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって猪山雄央氏は9年、小澤直樹氏は7年となります。また、馬場清氏の当社社外監査役としての在任期間は10年となります。

6. 当社は猪山雄央、小澤直樹の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合には、両氏との当該責任限定契約を継続し、新たに馬場清氏との間で同契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、取締役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は、全額を当社が負担しております。本議案が原案どおり承認された場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。保険の契約期間は1年であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。
8. 「所有する当社の株式数」については、2025年3月31日現在の所有株式数を記載しています。

## 〈ご参考〉 当社の独立性判断基準

当社では、社外役員について以下1.～6.に該当する場合は独立性がないと判断します。

1. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者  
「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループからの年間支払額が連結売上高の2%を超える者をいう。
2. 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者  
「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループへの年間支払額が連結売上高の2%を超える者をいう。
3. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている専門家（弁護士、会計士、税理士、弁理士、司法書士、コンサルタント等をいう。）  
「多額の金銭その他の財産」とは、定常的な報酬が年間1,000万円を超える場合をいう。
4. 当社の総議決権の10%以上を直接的又は間接的に有する者又は当該者の業務執行者
5. 直前3事業年度において前1.～4.に該当していた者
6. 前1.～5.に該当する者及び当社グループの業務執行者の二親等以内の親族



## 取締役会が期待する専門性と経験のバランスについての考え方

当社取締役会は、取締役会の実効性を高め、その責務を果たすために、実績・経験・能力を備えた社内外の各取締役及び各監査役の保有する専門性と経験が相互に補完されるよう、バランスを十分配慮した構成としております。

本総会において、第3号議案が原案どおり承認可決された場合、各取締役及び各監査役が保有している専門性と経験のうち、特に期待されるものは以下となります。

|            | 氏 名     | 社外 | 性別  | 専門性と経験     |            |                  |                     |            |
|------------|---------|----|-----|------------|------------|------------------|---------------------|------------|
|            |         |    |     | 企 業<br>経 営 | 財 務<br>会 計 | 法 務<br>リスク<br>管理 | 営業<br>マーケ<br>ーケティング | 人 材<br>育 成 |
| 取締役<br>候補者 | 太 田 和 宏 |    | 男 性 | ○          | ○          | ○                | ○                   |            |
|            | 松 岡 毅   |    | 男 性 | ○          | ○          | ○                |                     | ○          |
|            | 千 葉 久 司 |    | 男 性 | ○          |            | ○                | ○                   |            |
|            | 小 倉 誠   |    | 男 性 | ○          | ○          |                  | ○                   | ○          |
|            | 山 崎 淳 一 |    | 男 性 |            |            |                  | ○                   | ○          |
|            | 猪 山 雄 央 | ☆  | 男 性 |            |            | ○                |                     |            |
|            | 小 澤 直 樹 | ☆  | 男 性 | ○          |            | ○                | ○                   |            |
|            | 馬 場 清   | ☆  | 男 性 | ○          |            |                  | ○                   | ○          |
| 監査役        | 石 見 淳   |    | 男 性 | ○          | ○          |                  | ○                   |            |
|            | 植 木 利 幸 | ☆  | 男 性 |            | ○          | ○                |                     | ○          |
|            | 山 門 浩 一 | ☆  | 男 性 |            | ○          | ○                | ○                   |            |



第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決することを条件に、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>生年月日                                                                                                                                                | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 稲葉 渉<br>いなばわたる<br>1978年12月26日生                                                                                                                            | 2006年10月 弁護士登録、新八重洲法律事務所入所<br>2007年 6 月 株式会社細田工務店社外監査役就任<br>2013年 9 月 久米法律事務所入所 現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>久米法律事務所 | —          |
| [補欠の社外監査役候補者とした理由]<br>稲葉渉氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法務に精通し、また他社の監査役としての経験と幅広い知見を有しており、客観的・中立的な監査を実施いただけることが期待できることから、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                |            |

- (注) 1. 稲葉渉氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 稲葉渉氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、稲葉渉氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
- 稲葉渉氏は久米法律事務所に所属しておりますが、当社と同法律事務所との間には特別な利害関係はありません。
4. 当社は、稲葉渉氏が監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、取締役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由があります。稲葉渉氏が監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることになります。
6. 「所有する当社の株式数」については、2025年3月31日現在の所有株式数を記載しています。

以上

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（以下「当年度」といいます。）におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかし、中国経済の減速懸念や米国の政策動向、インフレ圧力の高まりなど、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下、当年度の連結業績では、中古マンション再生販売事業及び飲食事業が増収となったことから、売上高は18,387百万円（前年度比7.6%増）となりました。しかし、映画制作配給事業において出資作品の興行不振により配給収入を超える償却費を計上したことや、飲食事業における原材料費・人件費高騰の影響もあり、営業利益は267百万円（前年度比7.6%増）に留まり、借入費用の増加により経常利益は271百万円（前年度比7.9%減）となりました。一方、保有不動産等の売却により固定資産売却益3,529百万円を特別利益に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は3,039百万円（前年度比1,201.9%増）となりました。

### 当年度の連結業績

#### 売上高

(単位：百万円)

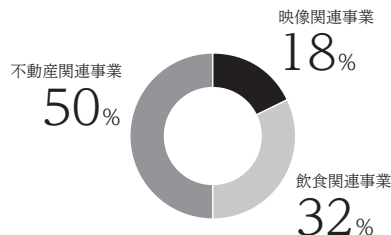


#### 営業損益

(単位：百万円)



#### 〈セグメント別売上高構成比〉



#### 親会社株主に帰属する 当期純損益

(単位：百万円)



## 映像関連事業

### （映画興行事業）

「シネ・リーブル神戸」「テアトル梅田」において改装工事を実施するなど、鑑賞環境の改善を図りました。また、上映作品では『ルックバック』『ロボット・ドリームズ』『アット・ザ・ベンチ』などが高稼働し、既存館は前年度並みの売上高となりましたが、前年度1館3スクリーンを閉館した影響から、前年度比で減収となりました。

なお、当年度末現在の映画館数及びスクリーン数は7館18スクリーンであり、前年度末から変動はありません。

### （映画制作配給事業）

当年度の公開作品では『Cloud クラウド』『違国日記』『ぼくのお日さま』などの17作品を配給いたしました。その中で映画『それいけ！アンパンマン ばいきんまんといえほんのルルン』はファン層拡大に取組み、大ヒットを記録し、配給収入は増加いたしました。一方、映画や字幕吹替の制作収入は減少し、当事業は前年度並みの売上高となりました。

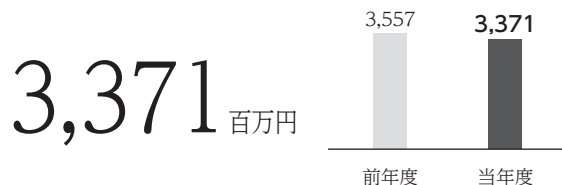
### （ソリューション事業）

積極的な営業活動によりシネアド（映画館CM）やテレビスポットの受注が増加し、前年度比で増収となりました。

以上の結果、映像関連事業の売上高は3,371百万円（前年度比5.2%減）となり、映画制作配給事業の減益も影響し、営業損失420百万円（前年度は営業損失139百万円）となりました。

### 売上高

（単位：百万円）



### 営業損益

（単位：百万円）



## 飲食関連事業

（飲食事業）

前年度に開業した「レストラン西洋銀座」が順調に集客し、通年フル稼働したことに加え、主力業態の「串鳥」における札幌中心部店舗での観光需要の高まりや、価格・メニュー改定による客数、客単価の上昇により、前年度比で増収となりました。

### ■ 飲食店・販売店の店舗数

|               | 前年度末 | 当年度末 | 増減 |
|---------------|------|------|----|
| 焼鳥専門店チェーン「串鳥」 | 37   | 37   | －  |
| その他           | 8    | 9    | ＋1 |
| 飲食店 合計        | 45   | 46   | ＋1 |
| 販売店 合計        | 4    | 5    | ＋1 |

（開店）

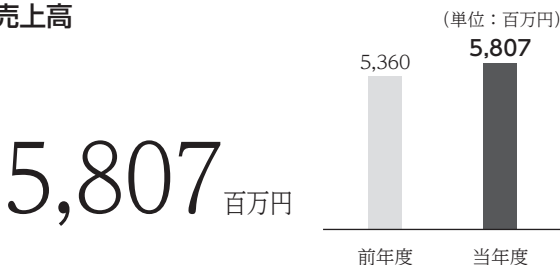
- ・炭火ビストロ&和酒「THE MARMARE」
- ・テイクアウト専門店「串鳥旭川春光店」
- ・「串鳥」すすきの西五丁目店
- ・SUSHI BAR「ヒコーキ雲」
- ・テイクアウト専門店「串鳥イオン札幌厚別店」

（閉店）

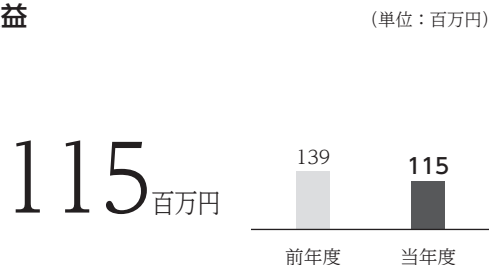
- ・テイクアウト専門店「串鳥工場直販所」
- ・「串鳥」北二十四条店
- ・「ドトールコーヒーショップ札幌時計台通店」（事業譲渡）

以上の結果、飲食関連事業の売上高は5,807百万円（前年度比8.3%増）となりましたが、原材料費や人件費の高騰及び新店開業経費の計上により営業利益は115百万円（前年度比17.6%減）となりました。

### 売上高



### 営業損益



## 不動産関連事業

### （不動産賃貸事業）

きめ細かいリーシング活動により賃貸物件が100%近い稼働率を維持し、前年度並みの売上高となりました。

また資産効率向上を目的に、所有する1物件を譲渡し、新たに商業ビル2物件を取得いたしました。

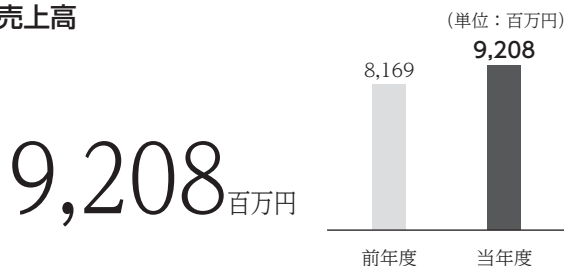
### （中古マンション再生販売事業）

当年度における首都圏の中古マンション市場は、活況を呈し成約件数、成約価格ともに上昇しました。しかし堅調な需要を背景に都心部がマーケット価格を牽引する一方で、郊外では価格に頭打ち感が見え始めています。

このような市況下、ウェブを活用し個人からの直接仕入れが拡大したことや、開業から2年の関西支社が成約件数を伸長したことから、全体の販売件数が増加し、前年度比で増収となりました。

以上の結果、不動産関連事業の売上高は9,208百万円（前年度比12.7%増）となり、中古マンション再生販売事業の利益率上昇も寄与し、営業利益は1,403百万円（前年度比38.1%増）となりました。

### 売上高



### 営業損益



## (2) 対処すべき課題

当社グループは、企業価値の向上を目指し、消費者ニーズに沿った商品やサービスを自社で開発、創造する事業構造への転換を図るため、中期経営方針「プロデュースカンパニーへの革新」に基づき、経営に取り組んでおります。

～作られたもの、作ったものを売る会社から、  
売れるもの（消費者が求めるもの）を創る会社へ～  
「プロデュースカンパニーへの革新」

当社グループは、引き続きプロデュースカンパニーへの革新のため、資産をそれほど所有せずに、人的資本の充実により売上及び収益の伸長を見込む「ヒューマンリソース型ビジネス」を中核事業とし、事業を支える社員の「人財化」に一層取り組んでまいります。

### ✓当社グループの「人財化」方針

- ① 社員一人一人が「創造者」としての意識を高め、政策提案型の仕事スタイルに変革する。
- ② 既存顧客を満足させることに留まらず、消費者が認識していないニーズを探求し、市場認知されるレベルの商品やサービスを創造するといった高い目標に挑戦し続ける。
- ③ トライ＆エラーを高質な教育の機会と捉え、充実した社員教育を推進する。

### ✓当社グループの「ヒューマンリソース型ビジネス」の主要な政策

#### ① 映画を中心とした「コンテンツ」への積極投資による映画制作配給事業の収益拡大

- ・映画制作配給事業においては、良質な企画を自社で手掛けることで、作品の投資回収率を安定的に高めてまいります。
- ・映画館を所有していることを背景に、映画だけでなく様々なジャンルへの「コンテンツ」投資を行い、配信などの二次利用収入を拡大すべくライツビジネスを強化してまいります。
- ・映画の出資や配給に付随して、シネアド・デジタルサイネージといった屋外広告等の周辺ビジネスを強化してまいります。

## ② 中古マンション再生販売事業におけるエリア拡大

- ・中古マンション再生販売事業においては、従来の仲介会社を通じた仕入に加えて、ウェブや自社の映画館や飲食店等を活用した個人からの直接仕入れに取組み、仕入件数の増加につなげています。このノウハウをさらに強固なものにしながら、仕入販売エリアを拡大し競争力を強化してまいります。
- ・個人向けのワンストップサービス「リノまま」ブランドによる品質にこだわった商品づくりを一層高めてまいります。

## ③ 飲食事業における中食や卸売ビジネスの強化

- ・飲食事業においては、所有するセントラルキッチンを活かした、中食・卸売ビジネスの強化を図り、既存資源の有効活用による収益拡大を推進してまいります。

## ④ ヒューマンリソース型ビジネス拡大のスピードアップ

- ・それぞれの事業拡大をより迅速かつ着実なものにすることを目的として、他社とのアライアンスやM&A、資本提携などを積極的に進めてまいります。

## ✓次年度の見通し

次年度の連結業績につきましては、中古マンション再生販売事業において好況であった当年度よりやや落ち着いた市場環境になると見込んでいること、映画制作配給事業において過年度の出資作品の償却費負担が継続すること等から、前年度比減収減益となる売上高18,200百万円（前年度比1.0%減）、営業利益50百万円（前年度比81.3%減）、経常利益50百万円（前年度比81.6%減）を見込んでおります。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、当年度の固定資産売却益の反動から600百万円（前年度比80.3%減）を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

### (3) 設備投資等の状況

当年度における設備投資額は3,334百万円で、その主なものは、不動産関連事業における商業ビル取得や飲食関連事業における製造工場新設のための用地取得、映像関連事業における映画館の設備更新を行ったことによるものであります。

### (4) 資金調達の状況

当年度におきましては、経常的な運転資金等の調達以外は行っておりません。

### (5) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

| 借入先                   | 借入額       |
|-----------------------|-----------|
|                       | 千円        |
| 三井住友信託銀行株式会社          | 1,048,000 |
| シンジケートローン（2024年12月契約） | 983,333   |
| 株式会社三菱UFJ銀行           | 949,500   |
| 株式会社りそな銀行             | 878,500   |

（注）シンジケートローンは、三井住友信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行により組成されております。

### (6) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                 | 第106期<br>（2021.4.1～<br>2022.3.31） | 第107期<br>（2022.4.1～<br>2023.3.31） | 第108期<br>（2023.4.1～<br>2024.3.31） | 第109期（当年度）<br>（2024.4.1～<br>2025.3.31） |
|---------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------|
|                     | 千円                                | 千円                                | 千円                                | 千円                                     |
| 売上高                 | 13,056,074                        | 16,317,111                        | 17,087,103                        | 18,387,146                             |
| 経常利益                | 704,257                           | 381,967                           | 294,594                           | 271,458                                |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 825,666                           | 188,008                           | 233,491                           | 3,039,717                              |
| 1株当たり当期純利益          | 109円83銭                           | 25円56銭                            | 32円46銭                            | 429円04銭                                |
| 純資産                 | 12,050,301                        | 11,986,845                        | 12,735,421                        | 15,555,428                             |
| 総資産                 | 23,927,045                        | 23,582,227                        | 24,564,403                        | 28,907,837                             |

（注）1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出し、表示単位未満を四捨五入して表示しております。



(7) 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

| 会 社 名                     | 資 本 金  | 当社の出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容   |
|---------------------------|--------|---------|-----------------|
|                           | 千円     | %       |                 |
| ア ク シ ー 株 式 会 社           | 20,000 | 90.0    | 字幕版・吹替版の制作      |
| 札 幌 開 発 株 式 会 社           | 10,000 | 100.0   | 飲食店の経営、食材の加工・販売 |
| 株 式 会 社 テ ア ト ル ダ イ ニ ン グ | 10,000 | 100.0   | 飲食店の経営          |
| 株 式 会 社 西 洋 銀 座           | 10,000 | 100.0   | 飲食店の経営          |
| 東京テアトルリモデリング株式会社          | 20,000 | 100.0   | マンション等のリフォーム    |

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社5社であります。

2. テアトルエンタープライズ株式会社につきましては、2025年2月に清算終了したため、重要な子会社から除外いたしました。

(8) 重要な企業再編等の状況

該当する事項はありません。

(9) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

| 事 業 区 分 | 主 な 事 業 内 容                                                                                          |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 映像関連事業  | (映画興行事業)<br>・ 映画の興行<br>(映画制作配給事業)<br>・ 映画の配給<br>・ 映画、ドラマの制作<br>(ソリューション事業)<br>・ 総合広告サービス<br>・ イベント企画 |
| 飲食関連事業  | (飲食事業)<br>・ 飲食店の経営<br>・ 食材の加工・販売                                                                     |
| 不動産関連事業 | (不動産賃貸事業)<br>・ 不動産の賃貸<br>(中古マンション再生販売事業)<br>・ 中古マンション等の再生販売<br>・ マンション等のリフォーム                        |

(10) 主要な営業所（2025年3月31日現在）

| 会 社 名                           | 事業区分    | 主要な営業所、施設等                                                                                                                 |
|---------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当社<br>（本社：東京都新宿区）               | 映像関連事業  | 映画館 7 館18スクリーン（東京都新宿区他）<br>「京橋テアトル試写室」（東京都中央区）                                                                             |
|                                 | 不動産関連事業 | 「新宿テアトルビル」等 6 物件（東京都新宿区他）                                                                                                  |
| アクシー株式会社<br>（本社：東京都渋谷区）         | 映像関連事業  | －                                                                                                                          |
| 札幌開発株式会社<br>（本社：北海道札幌市）         | 飲食関連事業  | 「串鳥」37店舗（北海道札幌市他）<br>「串鳥番外地」2 店舗（北海道札幌市）<br>「串鳥」テイクアウト専門店 3 店舗（北海道札幌市他）<br>「デリショップ西洋銀座」2 店舗（東京都千代田区他）<br>製造工場 5 棟（北海道札幌市他） |
| 株式会社テアトルダイニング<br>（本社：東京都新宿区）    |         | 「マルマーレ」等 6 店舗（東京都渋谷区他）                                                                                                     |
| 株式会社西洋銀座<br>（本社：東京都新宿区）         |         | 「レストラン西洋銀座」（東京都中央区）                                                                                                        |
| 東京テアトルリモデリング株式会社<br>（本社：東京都新宿区） | 不動産関連事業 | －                                                                                                                          |

(11) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

| 事 業 区 分 | 従 業 員 数 | 前年度末比増減 |
|---------|---------|---------|
| 映像関連事業  | 93名     | 5名減     |
| 飲食関連事業  | 253名    | 7名減     |
| 不動産関連事業 | 57名     | 3名減     |
| 全社（共通）  | 33名     | 3名増     |
| 合計      | 436名    | 12名減    |

（注）上記従業員数のほかにパートタイマー283名（1日8時間換算）を雇用しております。

## 2. 当社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- |            |                                |
|------------|--------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,000,000株                    |
| ② 発行済株式総数  | 8,013,000株（自己株式1,117,295株を含む。） |
| ③ 株主数      | 23,193名（前年度末比343名増）            |
| ④ 大株主      |                                |

| 株 主 名                                                   | 持 株 数   | 持株比率 |
|---------------------------------------------------------|---------|------|
|                                                         | 株       | %    |
| 三井住友信託銀行株式会社                                            | 349,000 | 5.06 |
| BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SG<br>FAO KAZUTAKA HOSAKA | 334,000 | 4.84 |
| サッポロビール株式会社                                             | 270,000 | 3.91 |
| 日活株式会社                                                  | 100,000 | 1.45 |
| トーセイ株式会社                                                | 79,000  | 1.14 |
| アイザワ証券グループ株式会社                                          | 78,000  | 1.13 |
| サントリー株式会社                                               | 55,000  | 0.79 |
| 株式会社エルピー企画                                              | 52,100  | 0.75 |
| 株式会社内田洋行                                                | 51,700  | 0.74 |
| 株式会社東北新社                                                | 50,000  | 0.72 |

（注）1. 当社は自己株式1,117,295株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|                | 株 式 数 | 交付対象者 |
|----------------|-------|-------|
|                | 株     | 名     |
| 取締役（社外取締役を除く。） | 4,080 | 4     |

（注）当社は、2024年6月27日開催の第108回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、同年7月24日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月20日付で取締役（社外取締役を除く。）4名に対し自己株式4,080株の処分を行っております。

### 3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

| 地 位                      | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況     |
|--------------------------|---------|------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長            | 太 田 和 宏 |                  |
| 取 締 役 員<br>取 常 務 執 行 役 員 | 松 岡 毅   | 管理本部長            |
| 取 締 役 員<br>取 常 務 執 行 役 員 | 千 葉 久 司 | リノベーションマンション事業部長 |
| 取 締 役 員<br>取 常 務 執 行 役 員 | 小 倉 誠   | 経営政策本部長          |
| 取 締 役                    | 猪 山 雄 央 | 弁護士法人下山法律事務所代表社員 |
| 取 締 役                    | 小 澤 直 樹 | 株式会社ほがらか代表取締役    |
| 常 勤 監 査 役                | 石 見 淳   |                  |
| 監 査 役                    | 馬 場 清   | 社会保険労務士馬場清事務所代表  |
| 監 査 役                    | 植 木 利 幸 |                  |
| 監 査 役                    | 山 門 浩 一 |                  |

- (注) 1. 猪山雄央、小澤直樹の両氏は、社外取締役であり、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 馬場清、植木利幸、山門浩一の各氏は、社外監査役であり、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役石見淳、植木利幸、山門浩一の各氏は、これまでの豊富な経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりであります。

| 地 位     | 氏 名     | 担 当              |
|---------|---------|------------------|
| 執 行 役 員 | 饗 場 大   | ソリューション事業部長      |
| 執 行 役 員 | 西 澤 彰 弘 | 映像事業本部編成担当       |
| 執 行 役 員 | 山 崎 淳 一 | 経営政策本部人事労政部長     |
| 執 行 役 員 | 井 川 大   | 札幌開発株式会社取締役管理本部長 |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれなくするために、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由があります。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

2024年5月14日開催の取締役会において、下記のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしました。また、2024年8月9日開催の取締役会において、現在の状況に適した内容の設計ではないことから、下記の業績連動報酬の廃止を決議いたしました。当該の各取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、業績向上へのインセンティブとしての機能を持ちながら、役職に応じた適正な水準の報酬体系とすることを基本方針とする。

社内取締役の報酬は、固定報酬と単年度業績に応じて変動する業績連動賞与及び株式報酬により構成し、社外取締役の報酬は、その職務の性質に鑑み、固定報酬のみとする。

b. 基本報酬の決定に関する方針

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、当該取締役の役位、職務の内容、経済情勢及び当社グループ業績を勘案した上で、指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定するものとする。

c. 業績連動報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役の業績連動報酬は、業績連動型賞与（金銭報酬）として、定められた算定方法により総支給額を決定し、役位ポイントと人数により配分し、年1回支給するものとする。

具体的な算定方法は以下のとおりとする。

<総支給額>

業績連動型賞与計算前の連結税金等調整前当期純利益が7億円を超え、かつ単体及び連結の営業損益、経常損益がともに黒字の場合に支給し、その総額は以下の計算方法による。

ただし、総額は1億円を上限とする。

総支給額（1万円未満切り捨て）＝

〔連結税金等調整前当期純利益（業績連動型賞与を含まない）－7億円〕 × 2.5% + 15百万円

<個別支給額>

上記の計算式に基づき計算された総支給額を、役職毎に決められたポイントに応じて、以下の計算方法により按分された金額とする。

個別支給額（1万円未満切り捨て）＝ 総支給額 ÷ 役職ポイントの総和 × 各役職ポイント

| 役 職       | ポイント | 上 限   |
|-----------|------|-------|
| 取締役社長     | 10   | 20百万円 |
| 取締役専務執行役員 | 8    | 16百万円 |
| 取締役常務執行役員 | 7    | 14百万円 |
| 取締役執行役員   | 5    | 10百万円 |

d. 非金銭報酬等に関する方針

当社取締役の非金銭報酬は、株式報酬とし、毎年、一定の時期に付与するものとする。交付株式は一定期間、譲渡を制限する譲渡制限付株式とし、譲渡制限期間は、交付日から当該取締役が退任するまでの期間とする。付与する株式数は、経済情勢や当社グループ業績を勘案した上で、指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会で決定するものとする。

e. 報酬等の割合に関する方針

当社取締役の業績連動報酬である役員賞与、株式報酬と業績連動報酬以外の報酬である基本報酬の支給割合については、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向け、インセンティブが十分に機能するよう、最も適切な支給割合で決定するものとする。

f. 報酬等の額の決定に関する方針

代表取締役社長は、策定した個人別の報酬案を構成員の過半数を独立社外役員で構成する指名・報酬委員会に対し諮問を行い、取締役会は同委員会の答申内容を尊重して審議を行い、決定するものとする。

② 当年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額（百万円） |             |          | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|-----------------|-----------------|-------------|----------|-----------------------|
|                    |                 | 基本報酬            | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭報酬等   |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 101<br>(7)      | 98<br>(7)       | －<br>(－)    | 3<br>(－) | 6<br>(2)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 24<br>(15)      | 24<br>(15)      | －<br>(－)    | －<br>(－) | 4<br>(3)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 126<br>(22)     | 123<br>(22)     | －<br>(－)    | 3<br>(－) | 10<br>(5)             |

(注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。

2. 業績連動報酬に係る業績指標は税率の影響を受けない連結税金等調整前当期純利益を指標として選択しております。当年度の実績は支給基準を満たさず業績連動報酬の支給はございませんでした。

3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「3. (4) ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

4. 取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第90回定時株主総会におきまして年額300百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。

また、上記の金銭報酬とは別枠で、2024年6月27日開催の第108回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額30百万円以内、株式数の上限を年3万株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名です。

5. 監査役の報酬額は、1987年4月10日開催の第70回定時株主総会におきまして月額3百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

6. 社外取締役が当社の子会社から受けた役員報酬はございません。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役猪山雄央氏は弁護士法人下山法律事務所の代表社員であり、当社は、同法律事務所と顧問契約を締結しております。ただし、その顧問料等は年間1,000万円以下であり、多額の金銭には該当いたしません。当社と同法律事務所の間には特別な利害関係はありません。

取締役小澤直樹氏は株式会社ほがらかの代表取締役であります。当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

監査役馬場清氏は社会保険労務士馬場清事務所代表であります。当社と同事務所との間には特別な利害関係はありません。

### ② 当年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 出席状況                       | 発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                  |
|-------|---------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 猪 山 雄 央 | 取締役会<br>13回中/13回<br>(100%) | 猪山雄央氏は、弁護士としての専門的見地から、当社の企業活動の法的対応や安全管理体制及び業務審査などについて有益な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また指名・報酬委員会の委員長を務め、客観的・中立的な立場で指名・報酬等の決定プロセスにおける監督機能を担いました。 |
| 取 締 役 | 小 澤 直 樹 | 取締役会<br>13回中/13回<br>(100%) | 小澤直樹氏は、外食産業の取締役としての豊富な経験と見識から特に飲食事業に対し有益な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で指名・報酬等の決定プロセスにおける監督機能を担いました。                 |



| 区 分   | 氏 名     | 出席状況                       | 発言状況                                                                                     |
|-------|---------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 役 | 馬 場 清   | 取締役会<br>13回中/13回<br>(100%) | 馬場清氏は、取締役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。<br>また監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務に関する事項について意見の表明を行いました。  |
|       |         | 監査役会<br>13回中/13回<br>(100%) |                                                                                          |
| 監 査 役 | 植 木 利 幸 | 取締役会<br>13回中/13回<br>(100%) | 植木利幸氏は、取締役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。<br>また監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務に関する事項について意見の表明を行いました。 |
|       |         | 監査役会<br>13回中/13回<br>(100%) |                                                                                          |
| 監 査 役 | 山 門 浩 一 | 取締役会<br>13回中/13回<br>(100%) | 山門浩一氏は、取締役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。<br>また監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務に関する事項について意見の表明を行いました。 |
|       |         | 監査役会<br>13回中/13回<br>(100%) |                                                                                          |

(注) 上表の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ございました。

## 4. 当社の会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任大有監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                  | 報酬等の額    |
|----------------------------------|----------|
| ①当社の会計監査人としての報酬等の額               | 30,540千円 |
| ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30,540千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切かどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務遂行に関する事項について、職務の遂行を適正に実施させることが確保できないと判断した時は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額及び株数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	8,879,876	流 動 負 債	4,096,031
現金及び預金	3,623,702	支払手形及び買掛金	978,231
受取手形、売掛金及び契約資産	531,120	一年内返済予定の長期借入金	1,504,472
商 品	217,804	リ ー ス 債 務	442
販 売 用 不 動 産	2,696,890	未 払 金	787,360
貯 蔵 品	39,818	未 払 法 人 税 等	56,629
そ の 他	1,779,690	前 受 金	203,145
貸 倒 引 当 金	△9,150	賞 与 引 当 金	217,376
固 定 資 産	20,027,961	そ の 他	348,372
有 形 固 定 資 産	16,017,955	固 定 負 債	9,256,377
建 物 及 び 構 築 物	3,525,660	長 期 借 入 金	4,676,376
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	169	リ ー ス 債 務	150
器 具 及 び 備 品	281,415	長 期 未 払 金	669
土 地	12,168,815	預 り 保 証 金	826,474
リ ー ス 資 産	542	繰 延 税 金 負 債	1,474,261
建 設 仮 勘 定	41,351	再評価に係る繰延税金負債	875,721
無 形 固 定 資 産	47,079	退職給付に係る負債	959,341
ソ フ ト ウ エ ア	43,423	資 産 除 去 債 務	443,381
そ の 他	3,655	負 債 合 計	13,352,408
投 資 そ の 他 の 資 産	3,962,926	(純資産の部)	
投 資 有 価 証 券	3,378,265	株 主 資 本	12,469,988
差 入 保 証 金	394,997	資 本 金	4,552,640
繰 延 税 金 資 産	81,674	資 本 剰 余 金	3,736,741
そ の 他	168,394	利 益 剰 余 金	5,609,951
貸 倒 引 当 金	△60,405	自 己 株 式	△1,429,344
資 産 合 計	28,907,837	その他の包括利益累計額	3,057,667
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,200,299
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,857,368
		非支配株主持分	27,772
		純 資 産 合 計	15,555,428
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,907,837

連結損益計算書 (2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位 千円)

科 目		金 額	
売上高			18,387,146
売上原価			13,429,200
売上総利益			4,957,946
販売費及び一般管理費			4,690,409
営業利益			267,537
営業外収益			
受取利息	628		
受取配当金	115,587		
その他の	18,149		134,365
営業外費用			
支払利息	64,253		
借入関連費用	29,583		
貸倒引当金繰入	29,217		
その他の	7,390		130,444
経常利益			271,458
特別利益			
固定資産売却益	3,529,844		
資産除去債務戻入益	27,382		3,557,226
特別損失			
固定資産売却損	1,448		
固定資産除却損	37,458		
減損損失	286,317		
事業所閉鎖損失	10,197		335,422
税金等調整前当期純利益			3,493,262
法人税、住民税及び事業税	54,276		
法人税等調整額	414,947		469,223
当期純利益			3,024,038
非支配株主に帰属する当期純損失			△15,678
親会社株主に帰属する当期純利益			3,039,717

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	7,307,282	流 動 負 債	3,203,894
現 金 及 び 預 金	2,697,893	買 掛 金	761,196
受取手形、売掛金及び契約資産	241,131	一年内返済予定の長期借入金	1,342,966
商 品	189,918	未 払 金	635,253
販 売 用 不 動 産	2,714,217	未 払 費 用	64,477
貯 蔵 品	947	未 払 法 人 税 等	51,711
前 渡 金	28,168	前 受 金	124,155
前 払 費 用	79,789	預 り 金	87,920
未 収 入 金	89,611	預 り 保 証 金	8,971
差 入 保 証 金	7,621	賞 与 引 当 金	114,045
そ の 他 金	1,267,367	資 産 除 去 債 務	5,700
貸 倒 引 当 金	△9,384	そ の 他	7,497
固 定 資 産	18,652,886	固 定 負 債	7,510,060
有 形 固 定 資 産	14,392,838	長 期 借 入 金	3,637,466
建 築 物	2,628,086	預 り 保 証 金	824,074
構 築 物	31,839	繰 延 税 金 負 債	1,474,261
機 械 装 置	0	再評価に係る繰延税金負債	875,721
器 具 備 品	101,466	退 職 給 付 引 当 金	617,299
土 地	11,631,445	資 産 除 去 債 務	81,236
無 形 固 定 資 産	13,588	負 債 合 計	10,713,955
ソ フ ト ウ エ ア	11,085	(純資産の部)	
そ の 他	2,503	株 主 資 本	12,193,065
投 資 そ の 他 の 資 産	4,246,459	資 本 金	4,552,640
投 資 有 価 証 券	3,367,942	資 本 剰 余 金	3,736,741
関 係 会 社 株 式	491,498	資 本 準 備 金	3,573,173
出 資 金	30	そ の 他 資 本 剰 余 金	163,568
長 期 貸 付 金	241,000	利 益 剰 余 金	5,333,028
長 期 前 払 費 用	18,765	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,333,028
差 入 保 証 金	140,913	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	2,302,204
そ の 他	129,715	繰 越 利 益 剰 余 金	3,030,823
貸 倒 引 当 金	△143,405	自 己 株 式	△1,429,344
資 産 合 計	25,960,169	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,053,148
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,195,779
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,857,368
		純 資 産 合 計	15,246,213
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,960,169

損益計算書 (2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位 千円)

科 目		金 額	
売 上 高			11,831,831
売 上 原 価			10,601,191
売 上 総 利 益			1,230,639
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,057,187
営 業 利 益			173,451
営 業 外 収 益			124,469
受 取 利 息 ・ 配 当 金	116,125		
そ の 他	8,343		
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	48,576		
借 入 関 連 費 用	29,583		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	49,217		
そ の 他	7,259		134,636
経 常 利 益			163,284
特 別 利 益			3,540,242
固 定 資 産 売 却 益	3,517,295		
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	22,946		
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	34,491		
減 損 損 失	187,536		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	9,999		
関 係 会 社 清 算 損	5,339		
事 業 所 閉 鎖 損 失	1,629		238,997
税 引 前 当 期 純 利 益			3,464,530
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	44,907		964,546
法 人 税 等 調 整 額	919,639		
当 期 純 利 益			2,499,983

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

東京テアトル株式会社
取締役会 御 中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 坂 野 英 雄
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 成 田 雅 博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京テアトル株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京テアトル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正

に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

東京テアトル株式会社
取締役会 御 中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 坂 野 英 雄
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 成 田 雅 博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京テアトル株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第109期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任大有監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

東京テアトル株式会社 監査役会

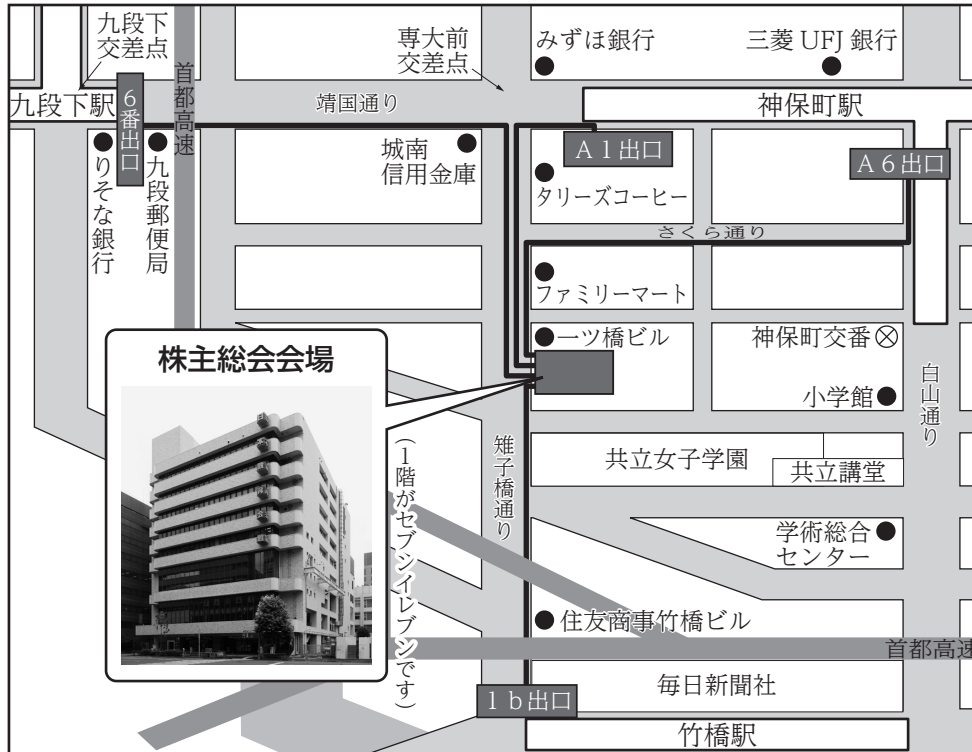
常勤監査役	石	見	淳	印
社外監査役	馬	場	清	印
社外監査役	植	木	利幸	印
社外監査役	山	門	浩一	印

以 上

第109回定時株主総会 会場ご案内図

場所 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号
日本教育会館3階 一ツ橋ホール
TEL 03 (3230) 2831 (代表)

日時 2025年6月27日(金曜日) 午前10時(午前9時15分受付開始)



交通機関のご案内

都営地下鉄 ●新宿線	神保町駅	A1出口	より……………徒歩3分
東京メトロ ●半蔵門線	神保町駅	A6出口	より……………徒歩5分
都営地下鉄 ●三田線	竹橋駅	1b出口	より……………徒歩5分
東京メトロ ●東西線	九段下駅	6番出口	より……………徒歩7分

※駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願いいたします。

